

焼津市広告付きAED設置事業仕様書

1 事業内容

次の各号に定める事項を、事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

- (1) AED（自動体外式除細動器）の提供
- (2) (1)の消耗品の交換、故障対応等の保守・管理業務
- (3) 設置期間満了時の撤去及び原状回復
- (4) 広告主の募集、広告枠の販売及び広告の製作

2 設置場所等

AED設置場所は、次のとおりとし、各1台(1式)とする。

なお、より効果的な設置場所が考えられる場合は、施設管理者と協議の上、設置場所を変更することができるものとする。

No.	施設名	所在地	設置場所	所管課
1	焼津市役所本庁舎	焼津市本町二丁目16番32号	1階又は2階	公有財産課
2	焼津市役所本庁舎	焼津市本町二丁目16番32号	1階又は2階	公有財産課
3	焼津市役所アトレ庁舎	焼津市本町五丁目6番1号	1階	健康づくり課
4	焼津市総合福祉会館	焼津市大覚寺3丁目2-2	1階	福祉政策課
5	ディスカバリーパーク 焼津天文科学館	焼津市田尻2968-1	1階	文化振興課

3 設置期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間とする。

ただし、機器が良好な状態を維持していることが確認できた場合、1年ごとの自動更新も可能とする。その際の上限は耐用年数である8年とする。

4 設置機器の仕様等

(1) 設置機器及び構成は次のとおり(1式あたり)とする。

メーカー	名称	型番
日本光電工業株式会社	自動体外式除細動器本体	AED-3250
	バッテリーパック	SB-310V
	除細動パッド(成人小児共通)2組	P-740
	レスキューキット	YZ-043H3

(2) 消耗品等の交換、保守管理等

- ① バッテリーパック、除細動パッド等定期交換部品は、使用期限が切れることのないよう無償で交換するものとする。ただし、救命で使用した場合はこの限りでない。
- ② 日本光電工業製除細動レポートソフトウエアQP-551Vに対応し、稼働状況等についてメーカーと連携し常時監視できる体制を整えるものとする。
- ③ 設置、撤去費用も含むものとする。
- ④ 設置した機器の保守管理は、設置事業者の責任においてすべて対応するものとし、メンテナンス実施の際には事前に各施設管理者の了承を得るものとする。

5 広告について

次のとおりとする。

- ① 設置位置、方法については、各施設管理者と協議の上決定する。
- ② 設置方法は、広告面が大きさW650×H1000mm程度の壁（柱）掛け方式又は筐体方式とする。壁（柱）掛けの際は、壁（柱）を傷めないよう細心の注意を払うものとし、筐体方式の場合は転倒防止等安全対策を実施すること。
- ③ 電力の使用は認めない。
- ④ 音の出る広告は認めない。
- ④ 広告主は自ら募集するものとし、各施設管理者に協力を求めない。
- ⑤ 掲載する広告は、焼津市有料広告掲載要綱に基づく審査が必要であるので、所定の手続きについて協力すること。なお、3の設置期間当初1か月程度は同要綱に基づく審査により広告の掲示ができないことが想定されるので留意すること。この場合でもAEDの設置は必須とする。
- ⑥ 掲載した広告について、問題が生じた場合は掲載の中止を求める場合がある。
- ⑦ 広告の維持管理は設置事業者が行う。広告の設置により施設利用者に危険が生じないよう十分注意するものとし、市の責に帰すべきでない理由により施設利用者に傷害事故等が生じた場合及び機器の破損等が生じた場合については、設置事業者自らがその解決に当たるものとする。